

## 平塚市立春日野中学校 いじめ防止基本方針

平塚市立春日野中学校

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (本校のいじめに対する基本的な考え方)

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが、「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとします。

#### (本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは、「どの生徒にも起こりうる」、「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、全ての生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努めることが必要です。

よって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう、学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

#### (いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってはいけません。

#### (学校及び職員の責務)

すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処します。

### 2 いじめの防止等に関する内容

#### (1) いじめの未然防止のための取組

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- イ 生徒が自主的に行ういじめの防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ウ 学級や部活動等の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。
- エ すべての生徒の特性を踏まえ、いじめが生じないよう、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。
- オ 行事やボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民等との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- カ 全教職員が、いじめは決して許されないという共通認識に立ち、年複数回の校内研修や職員会議を通して、いじめの態様や特質等について共通理解を図り、組織的に対応します。
- キ 生徒の少しの変化も見逃さずに見守っていけるよう、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を少しでも多くするように努めます。

## (2) いじめの早期発見のための取組

- ア 昼休み時間や業間の休み時間、清掃時間、放課後なども生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- イ 生徒理解のため、日々の教育相談のほか全学年の5月と、3年は11月、1・2年は1月の年2回の教育相談月間を設けます。生徒に対して学校生活アンケート「さなぎの君へ」を各学年で日程を決めて実施し、この期間にアンケートを利用して教育相談を実施します。
- ウ 4月、8月、11月(3年は12月)、2月にいじめに特化した「学校生活を安心して過ごすためのアンケート」(サンシャインアンケート)を実施し、必要に応じて「個人面談」を実施します。
- エ 生徒及び保護者からの相談体制の整備として、「教育相談箱」や談話室「リラックスルーム」(SC室)を設置するとともに、その活用方法について周知を図ります。
- オ 相談・通報のあった事案は、「いじめの防止会議」「いじめ・不登校対策委員会」「生徒支援部会」等を通して迅速な情報共有に努めます。
- カ 「いじめ・事故不祥事防止会議」や「校内研修」等を通して、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

## (3) いじめへの早期対応

- ア いじめ(またはその疑いがある行為)を見た場合は、すぐにその行為をやめさせます。
- イ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた生徒(いじめを受けている疑いがある生徒)やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ウ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、即日、他の業務に優先して「いじめの防止等の対策のための組織」に当該情報を提供・共有します。
- エ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- オ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- カ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

- キ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断して行います。
- ク 出席停止となった生徒に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

#### (4) インターネットを通じてのいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるよう、情報モラル研修会等必要な啓発活動を生徒及び保護者に行います。インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

#### (5) アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートは、当該生徒が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後5年間保存します。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの未然防止、いじめの早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行い、また学校目標「思いやりの心と、自主・自律の精神に充ちた心身ともに健全な生徒を育成する」を具現化するため、「いじめの防止委員会」を設置し、4月、7月、12月、3月に開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、「いじめ・不登校対策委員会」を緊急開催します。なお、いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込みず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

#### (1) ア 「いじめの防止委員会」の構成

管理職、生徒指導担当、生徒支援部長、教務主任、各学年主任、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭

#### イ 「いじめ・不登校対策委員会」の構成

管理職、総括教諭、生徒指導担当、当該学年主任・担任 等

検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

#### (2) 活動内容

ア いじめの防止等の取組内容の検討（基本方針・年間計画作成 実行 検証 修正）

イ いじめと疑われる相談・通報への対応

ウ いじめの判断と情報収集・記録・共有

エ いじめ事案への対応検討・方針決定

オ いじめ事案の報告

### 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であることを認識し、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応します。

#### (1) 「緊急調査チーム」の構成

## 管理職・生徒指導担当者・学年主任

事案内容により、構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

### (2) 活動内容

- ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- イ 調査によって明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時  
・適切な方法で提供・説明
- ウ 平塚市教育委員会への調査結果報告
- エ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見を  
まとめ、文書を添えて調査結果の報告を提出
- オ アンケートなどの一次資料は当該生徒が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業  
後5年保存
- カ 特段の支障がなければ調査結果を公表

### 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学  
校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ア いじめの未然防止の取組に関すること
- イ いじめの早期発見・早期解決の取組に関すること